

1. はじめに

- 令和7年2月26日に開催された『第30回「佐世保市子ども・子育て会議』において、保育所等施設整備計画選定分科会において、「佐世保市保育所等施設整備指針」及び令和8年度以降の補助選定に係る審査項目等について検討の経過報告をさせていただき、その後検討を進めてまいりました。今般、新たな指針の策定をいたしましたので、今回の会議にて、新たな指針の概要を報告いたします。

2. 本指針の位置付け

- 佐世保市において保育所等施設の老朽化が進んでおり、複数施設が更新時期を迎えており、市財政上の制約があるため、限りある財源を効果的に活用しながら老朽化が進んだ施設の改修を計画的に進めていく必要があります。
- そこで、本指針は、令和7年度に策定した「佐世保市子どもまんなか計画」を踏まえ、環境の変化を考慮しながら幼児教育・保育の量の確保と質の向上を目指し、国及び長崎県の補助を活用した施設整備補助を効率的に進めるために策定するものです。
- なお、この指針は、令和8年度から令和11年度までの期間を対象とし、幼児教育・保育の受給状況等の変化により、必要に応じて変更する可能性があります。

3. 保育所等施設整備における主な観点

(1)待機児童の状況

佐世保市では、待機児童数をゼロにする目標を掲げており、待機児童ゼロの状況を維持しています(表1)。これは、施設整備等による保育の受け皿の確保方策等によるものです。

表1>待機児童数の推移

	R2.10	R3.10	R4.10	R5.10	R6.10
定員総数	7,161人	7,390人	7,390人	7,404人	7,198人
利用児童数 ※市外委託児童数も含む	7,049人	6,967人	6,728人	6,558人	5,917人
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人

(2)幼児教育・保育の量の見込み

将来の需給予測を基に、地域ごとの保育需要を分析し、中央や北部エリアは定員が十分ですが、相浦や日宇では不足の可能性があり、地域ごとにバランスある対応が求められます。

(3)配置状況

地域コミュニティとの関わりなども考慮し、施設が住民の日常生活拠点にあります。特に人口減少地域では規模の縮小が検討される場合があるため、住民ニーズに応じた施設の配置が重要です。

3. 保育所等施設整備における主な観点(前頁からの続き)

(4)施設の老朽化

建物の耐震性や老朽化の進行に伴い

耐震補強や修繕が必要な施設が多数あります(表2)。

財源面で限りがある補助制度の中で、効率的な整備を進めることが求められます。

<表2>施設の築年数の状況(R7.4.1現在)

	築40年超	築30年超	築20年超	築19年以内	合計
保育所、保育所型認定こども園	6	4	13	32	55
幼稚園、幼稚園・幼稚園型認定こども園	20	11	6	40	77
合計(全施設で占める割合)	26(19.7%)	15(11.4%)	19(14.4%)	72(54.5%)	132

※築40年を超える建物のうち5施設は耐震性能を満たしていない。

(5)防災対策

災害リスクを考慮し、危険区域への新施設の立地は制限され、既存施設の改修も必要です。

(6)保育の質の向上

保育の量から質への重心を移し、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保を進めます。

40年前後で建物を更新する場合は、年間に1~3件の整備が必要となるが、整備規模によって全ての補助要望に応えることは難しい

4. 保育所等施設整備における基本的な方向性

(1)安全確保のための耐震化

旧耐震基準(昭和56年5月以前に建設された)の建物を優先的に耐震補強します。

(2)老朽化施設の改善

建築年数(概ね40年以上)を経過した施設の改善を図り、児童の安全と教育環境を確保します。

(3)不足している保育定員の拡充

必要に応じて定員を増やし、待機児童問題の解消に取り組みます。

施設整備補助の優先度としては、左記の(1)~(3)としながら、

●重点的配慮事項

保育の質の確保・向上の取り組み

保育の現場へ安心して子どもを預けられる体制整備を行います。

※指針の実施にあたっては、佐世保市子ども・子育て会議(分科会)において、選定基準の策定や整備の優先順位を選定を行う。
※法人の運営状況、防災対策やSDGsへの適応も考慮します。

本指針の基本的な方向性をもとに、保育所等の施設整備補助を効率的かつ計画的に実施

